

平成29年6月定例会 総務委員会委員長報告

34番 中野 清史でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

総務委員会に付託されました4件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第68号 工事請負契約の締結について関連して申し上げます。

市では、緑町立体駐車場から市役所庁舎、長野市芸術館への誘導策として、平成30年3月を完成予定とする第一庁舎・長野市芸術館多目的（防災）広場の工事と合わせて、国道19号に信号機付き横断歩道に関係機関と協議の上、整備する方向で進めているとのことであります。

現在、緑町立体駐車場の利用が必ずしも十分とは言えない状況があることから、緑町立体駐車場の有効活用や利用される方の利便性が高まるよう、市役所庁舎、長野市芸術館へのアクセス等、更なる検討を要望いたしました。

また、多目的（防災）広場の植栽については、維持管理や景観に配慮するよう併せて要望いたしました。

次に、企画政策部の所管事項について申し上げます。

移住・定住促進事業についてであります。

市では、移住・定住支援に関する総合的な窓口である、長野市移住・定住相談デスクを設置し、移住・定住専門相談員を配置することにより、相談・情報の一元化を図り、移住・定住の促進を図っているところです。

市の支援により移住される方は増加しており、移住・定住専門相談員を増員したことが要因の一つと考えられるとのことです。

そこで、本市への移住者が増加する成果が見られることから、移住・定住専門相

談員の増員など移住希望者をサポートする相談体制の更なる強化を要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第14号 「安保法制」廃止を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「集団的自衛権の行使容認というのは私どもは憲法に違反するというふうに考えている。軍事よりも外交優先にした日本の戦略を、憲法9条を中心とした外交戦略に転換していくためにも、この安保法制は廃止しかないと思うので、是非賛同をお願いしたいと思う。」、「従来の政府の憲法解釈を大きく逸脱した立法であるということは確実に言える。今になって憲法を改正するというのを政府、与党は言い出している。憲法9条も変えると言い出している。先に違憲性が強い法整備をして、後追いで憲法を変えていく。こんなことが認められたら、一国の体制、民主主義の体制というものが成り立たなくなる。それぞれの立場があるだろうけれども、立憲主義というものを守らなければいけないという立場からしても、この法制は認めてはいけないものであると思う。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「いわゆる国際的に言っている集団的自衛権と、今回の平和安全法制は違うもので、日本の国民の生命あるいは財産が脅かされるときに新三要件に沿って発動されるものであるもので、昨今の北朝鮮のミサイルなどから鑑みても、憲法9条に沿った法整備であると思っている。5月2日の朝日新聞の世論調査でも、日米安保の維持に賛成の人が80パーセントを超えるデータも出ていることから、アメリカと日米安保の中でしっかり連携しながら、守るべきことは守りながら、日本も国民のためにできることをやるという意味では必要ではないかと思っているので、本請願は不採択ということで申し上げたい。」、「世論調査の中で、両方の意見がきつ抗していると感じているので、今の状況としては、この請願に対しては賛成しかねる。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第15号 改正「組織犯罪処罰法」（共謀罪）の廃止を求める請願、請願第16号 「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」を創設した組織犯罪処罰法の廃止を求める請願について申し上げます。

以上2件の請願の審査に当たっては、一括審査とし、請願第15号については、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「憲法で保障された、人権を守る、表現の自由を守る、そういう立場からもこの共謀罪は認められない。」、「民主主義や人権を守るにはどうしたらいいのかということ、本当に今考えなければいけないのではないかと強く思う。」、「審議過程において、衆議院での強行採決、そして参議院は委員会の採決を省略して本会議で採決するという、いわゆる良識の府の在り方が問われるような決め方をしている点でも、いかに問題点が多いかということ、物語っている。これはやはり廃止をして国民の声をしっかり聴いていただく、これが大事かと思う。」、「この請願の趣旨をしっかりと受け止め、採択して長野市の意思を示していく必要があると思う。」、「国民に対して十分な議論を示して、大事な市民のプライバシーとか権利をきちんと守っていくんだということ、審議を通じて明らかにするという態度がまったく見られない。こういう態度の政府がどういった運用をするのか非常に心配している。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「今までの廃案となった共謀罪とは違うものであって、今回の法律は必要であると思うし、TOC条約が締結できなければ、国際的に活動しているテロ組織が、日本は国際的にこの条約がないから情報も入らないだろうということで、日本に来る可能性も出てくるのではないかと。国際的な社会の中で連携をとるこの条約を締結するという意味では、今回の法律は必要であると思う。」、「国会における審議、また国民全てが納得しているわけではないというアンケート調査もある。これから277の罪種とか、準備行為だとか、組織的犯罪集団、これらの定義の明確化については求めていかなければいけない。しかし、この審議過程が悪いからといって法律はだめだと、そのような要件になるとは思えない。」、「どの世論調査を拝見しても賛成反対きつ抗している。そういう意味では今回の請願は賛成しかねるところがある。ただ、政府の説明が十分かということに対しては、7割以上の方々が十分ではないと回答していることから、丁寧な説明ということについて、しっかりと意見を言っていかなければいけないと感じている。」との意

見が出されました。

以上の論議を踏まえ、それぞれ採決を行った結果、いずれの請願も賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第17号 地方財政の充実・強化を求める国あて意見書の提出を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

最後に、請願第18号 長野市市税条例の一部を改正する条例に関する請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

なお、本請願は、市に対して対応を求めていますので、市長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることが適当であると決定したことを、併せて御報告申し上げます。

以上で報告を終わります。